

渡航者等への情報提供・注意喚起を継続する。

- ・ 在外邦人支援を継続する。

3-5 医療

【患者への対応等】

- ・ 都道府県等に対し、以下を要請する。

(地域発生早期における対応)

- 第二段階に引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。
- 必要が生じた際には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。

(地域発生期における対応)

- 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザの患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として全医療機関において新型インフルエンザの患者の診療を行う。
- 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- 入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設等の利用を検討する。公共施設等を利用した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。
- 地域発生期となった場合は患者との濃厚接触者（同居者を除く。）及び同じ職場等に在る者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者と同居する者に対する予防投与については、その効果を評価した上で継続の有無を決定する。
- 医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるように調整

する。

【医療機関等への情報提供】

- ・ 引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用】

- ・ 国及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、各都道府県の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、都道府県の要請等に応じ、国備蓄分を配分する等の調整を行う。

【在宅患者への支援】

- ・ 都道府県及び市区町村に対し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行うよう、要請する。

【医療機関・薬局における警戒活動】

- ・ 引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

3-6 ワクチン

- ・ 第一段階（海外発生期）の記載を参照。

3-⑦ 社会・経済機能の維持

【事業の縮小・継続】

- ・ 全国の事業者に対し、職場における感染予防策を講じ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化を図るよう要請する。
- ・ 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業の継続を要請する。

【社会的弱者等への支援】

- ・ 市区町村に対し、必要に応じて、住民の生活支援や、在宅の高齢者、障害者等の社会的弱者への支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

【遺体の火葬・安置】

- ・ 都道府県に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
- ・ 都道府県を通じ、市区町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。

【犯罪の予防・取締り】

- ・ 引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

VI-4 第四段階 小康期

予想される状況

- 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- 大流行はいったん終息。

対策の目標

- 1) 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方

- 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 第一波の終息とともに、第二波発生の可能性やそれに備える必要性について国民に情報提供する。
- 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 第二波の流行による影響を軽減するため、未接種者を対象にパンデミックワクチンの接種を進める。

4-① 実施体制

- ・ 政府対策本部は、諮問委員会の意見を踏まえ、第四段階に入ったことを宣言する。
- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、指針・勧告等の見直しを行う。

4-② サーベイランス・情報収集

【国際的な情報収集】

- ・ 海外での新型インフルエンザの発生状況や各国の対応について、国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する。

【サーベイランス】

- ・ インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
- ・ 再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

4-③ コミュニケーション

【情報提供】

- ・ 引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ・ 国民からコールセンター等に寄せられた問い合わせや地方自治体や関係機関等から寄せられた情報の内容を総括し、実施した対策を評価し、流行の第二波に向けた見直しを行う。

【情報共有】

- ・ 地方自治体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ直接的な双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

【コールセンターの縮小】

- ・ 状況を見ながら、国のコールセンターを縮小するとともに、都道府県・市区町村に対しコールセンター縮小を要請する。

4-④ 感染拡大抑制

【国内での感染拡大抑制策】

- ・ 各地域の流行状況を踏まえつつ、都道府県等に対し、学校等の臨時休業や集会の自粛等の感染拡大抑制策の中止の目安を示す。

【入国者対策等】

- ・ 海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起を順次縮小する。

4-⑤ 医療

【医療体制】

- ・ 都道府県等に対し、以下を要請する。
 - 新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。
 - 不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。

【抗インフルエンザウイルス薬】

- ・ 国内外で得られた新型インフルエンザについての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成し、都道府県及び医療機関に周知する。
- ・ 流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

4-⑥ ワクチン

- ・ 第一段階（海外発生期）の記載を参照。

4-⑦ 社会・経済機能の維持

- ・ 全国の事業者に対し、各地域の流行状況を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のため、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- ・ 社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請

するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

(別添1)

新型インフルエンザ発生時等における対処要領

※今後、内閣官房等と調整して作成予定

(別添2)

鳥インフルエンザへの対応

① 実施体制

【国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応】

- ・ 速やかに関係省庁対策会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。

【国際間の連携】

- ・ 家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザの人への感染、それらへの対応等の状況について、海外関係機関等との情報交換を行う。

② サーベイランス・情報収集

【情報収集】

- ・ 鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

➢ 情報収集源

- ✓ 国際機関 (WHO、OIE、国連食糧農業機関 (FAO) 等)
- ✓ 在外公館
- ✓ 国立感染症研究所
- ✓ 国立大学法人北海道大学
- ✓ 独立行政法人動物衛生研究所
- ✓ 地方自治体
- ✓ 検疫所

【家きん等における高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス】

- ・ 家きん等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。
- ・ 家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。

- ・ 渡り鳥の飛来経路や高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況に関する調査を実施する。

【鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス】

- ・ 鳥インフルエンザによる人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

③ コミュニケーション

【鳥インフルエンザ発生等の場合の情報提供】

- ・ 国内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、発生した地方自治体と連携し、発生状況及び対策について、国民に積極的な情報提供を行う。

④ 感染拡大抑制

【在外邦人への情報提供】

- ・ 在外邦人に対し、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起（養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等）を行う。
- ・ 国内の各学校等に対し、鳥インフルエンザの発生国に留学している在籍者に感染予防策についての周知徹底するよう、要請する。
- ・ 発生国の日本人学校で、家きん等を飼養している者に対し、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。

【家きん・輸入動物における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策】

（国内での発生予防）

- ・ 家きん疾病小委員会において防疫対策を検討するとともに、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、対応する。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ発生国からの入国者の靴底消毒、車両の消毒等を実施する。
- ・ 国内飼養家きんにおける発生予防対策として、農場段階における人や車両の消毒、野鳥の侵入防止対策等の衛生管理の徹底を指導する。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となる事態に備えて、緊急接種のための家きん用のワクチンを備蓄する。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策として必要となる資器材（インフルエンザ迅速診断キット、マスク等）を確保する。
- ・ 学校・家庭を含めて家きん等を飼養している者に対して、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。

（国内で発生した場合の対応）

- ・ 都道府県に対して、感染家きん等への防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）について助言することにより、感染拡大を防止する。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となった場合には、必要に応じ、家きん用の備蓄ワクチンを使用する。
- ・ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、都道府県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、都道府県からの求めに応じ、自衛隊の部隊等による支援を行う。
- ・ 都道府県に対して、農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について必要な支援及び要請を行う。

- ・ 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく患畜等に対する手当金に加え、互助基金や融資制度により、影響を受けた農家の経営再開等を支援する。
- ・ 発生確認後速やかに感染経路究明チームを立ち上げ、感染源・感染経路に係る調査を開始する。
- ・ 発生情報について、OIE に通報する。
- ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。
- ・ ペット鳥取扱業者や、動物園等において、濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合には、健康チェック等を行うよう都道府県に要請する。

（輸入動物対策）

- ・ 輸入された鳥が、国内において感染鳥であったことが判明した場合には、関係する自治体と連携し、追跡調査等を実施する。必要に応じて、自治体に対し、殺処分等の措置を行うよう指示する。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生国からの生きた鳥類、家きん肉等の輸入を停止する。
- ・ 輸入可能な国・地域からの鳥類・家きん肉等の輸入に関しては、高病原性鳥インフルエンザに係る無病証明等を輸出国衛生証明書により確認するとともに、家きん・家きん肉等は動物検疫を実施し、侵入を防止する。

【人における鳥インフルエンザの感染拡大抑制策】

（検疫所における対応）

- ・ 検疫所は、鳥インフルエンザ（H5N1）について、有症者の早期発見に努めるとともに、有症者の対応に必要な備品、検査機器等を十分整備し、検疫法に基づく診察、健康監視、都道府県知事への通知等を実施する。

（国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応）

- ・ 都道府県等に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームを派遣し、積極的疫学調査を実施する。
- ・ 都道府県等に対し、疫学調査や接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（埋火葬等）等の実施を要請する。
- ・ 鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）に対しては、外出自粛を要請する。
- ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。
- ・ 鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）に対しては、出国自粛を要請する。
- ・ 国内発生情報について、国際保健規則（IHR）に基づき、WHOへ通報する。

⑤ 医療

【国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の医療の提供】

- ・ 都道府県等に対し、感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大抑制策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう、助言する。

- ・ 都道府県等に対し、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。また、検査方法について、各地方衛生研究所で実施できるよう情報提供を行う。
- ・ 都道府県等に対し、鳥インフルエンザ（H5N1）の患者（疑似症患者を含む。）について、感染症法に基づき、入院等の措置を講ずるよう要請する。

(参考資料)

【用語解説】

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/ソ連型(H1N1)、A/香港型(H3N2)というのは、これらの亜型を指している。)

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類

感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具(Personal Protective Equipment：PPE)及び防護服

エアロゾル、飛沫などの暴露及び偶発的な接種のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率(Mortality Rate)

流行期間中に、その疾病に罹患して死亡した者の人口当たりの割合。ここでの

疾病とは、新型インフルエンザを指す。

○ 人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 致死率(Case Fatality Rate)

流行期間中に、その疾病に罹患した者のうち死亡する者の割合。ここでの疾病とは、新型インフルエンザを指す。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、A型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症のこと。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

感染症法においては、鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、それがH5N1亜型であれば二類感染症、H5N1亜型以外であれば四類感染症として扱われる。

現時点では、鳥インフルエンザ(H5N1)ウイルスの鳥から人への感染や人から人への感染は濃厚に接触した場合に限られているが、このウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し新型インフルエンザを引き起こすことが懸念されている。

○ 濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、病原体への感染が疑われる者。インフルエンザ(H1N1)2009の流行の際には、「新型インフルエンザ(A/H1N1)積極的疫学調査実施要綱」でその詳細が記載された。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在はH5N1亜型を用いて製造)。

○ 罹患率(Attack Rate)

発病率と同義。流行期間中にその疾病に罹患した者の人口当たりの発生割合。ここでの疾病とは、新型インフルエンザを指す。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素(Reverse Transcriptase)を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。